

馬毛島の管理用道路（外周道路）工事における自主的な環境保全措置に対する知事意見

1 総括事項

- (1) 「管理用道路（外周道路）の工事について」（令和4年4月19日 防衛省）に基づき、暫定的な管理用の砂利道の整備工事（以下「本工事」という。）における自主的な環境保全措置を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び西之表市の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案すること。
- (2) 本工事の実施に当たっては、切土及び盛土、樹木の伐採面積を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。
- (3) 馬毛島は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき指定された馬毛島鳥獣保護区が設定されているほか、重要な動植物の生息・生育域となっていることから、動植物への影響が懸念される。
本工事の実施に当たっては、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動植物への影響を回避又は低減すること。
- (4) 本工事の実施に当たっては、工事関係者へ重要種の周知を徹底し、工事関係者が重要種の移動を行う場合は、その方法等も含めて、講習会等を実施すること。
また、本工事の実施以降において、重要な動植物の生息・生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県に報告し、相談を行うとともに、適切に環境保全措置を実施の上、その内容を報告すること。
- (5) 本工事に対し、西之表市から様々な環境の保全の見地からの意見が寄せられていることから、これらの意見に十分配慮し、適切に環境保全措置を実施すること。

2 個別事項

- (1) 両生類・爬虫類・陸産貝類
移動能力の低い重要な種の移動に当たっては、種の特定期や移動方法、移動先の選定などを適切に行うこと。
なお、その際は、専門家等の助言を受けること。
- (2) オカヤドカリ類
オカヤドカリ類の移動に当たっては、種の特定期や移動方法、移動先の選定などを適切に行うこと。また、進入防止柵の選定及び設置は、オカヤドカリ類の生態、分布域などに留意しつつ行うこと。
なお、その際は、専門家等の助言を受けること。

(3) 鳥類

馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書の調査結果として、希少種である鳥類の営巣地の存在が示されている。

本工事の実施に当たり、営巣環境への影響が懸念されることから、営巣地から見通せる場所の工事回避等を徹底するとともに、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、適切に環境保全措置を講ずること。

(4) ウミガメ

夜間照明によるウミガメの産卵や稚ガメの走行性への影響が懸念されることから、産卵・ふ化期には産卵場所付近における照明の使用を極力控え、やむを得ない場合は照明カバーの取付等を適宜実施するとともに、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、ウミガメの産卵環境及び後背地の植生の保全など、適切に環境保全措置を講ずること。

(5) 淡水魚類・甲殻類

管等を埋め込むことによる河川と海域の接続性の確保に当たっては、使用する管の構造や設置方法などを適切に選定すること。

なお、その際は、専門家等の助言を受けること。

(6) 哺乳類・昆虫類（陸域・水域）・淡水産貝類・その他底生動物

ア 管等を埋め込むことによる河川の連続性の確保に当たっては、使用する管の構造や設置方法などを適切に選定すること。

なお、その際は、専門家等の助言を受けること。

イ シカと工事車両との接触注意等について、工事関係者への周知を徹底すること。

(7) 植物類

ア 本工事の実施に当たり、植物類の移植を行う場合は、確実な活着が見込まれる移植先や移植方法などを適切に選定すること。

なお、その際は、専門家等の助言を受けること。

イ 馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書の調査結果として、これまで馬毛島において自生が確認されていないゲッキツ、南部の海岸林には日本の北限に当たるオオハマボウ群落が示されている。

本工事の実施に当たり、生育環境への影響が懸念されることから、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、適切に環境保全措置を講ずること。

(8) その他

ア 本工事の実施により、水環境への影響が懸念されることから、土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための赤土等流出防止措置を講ずること。

イ 本工事の実施以降において、重要な地形及び地質が確認された場合には、西之表市の意見を踏まえ、専門家等の意見を聴取し、適切に環境保全措置を講ずること。

ウ 本工事において、芝等による緑化を行う場合、在来種を使用することとし外来種の播種は行わないこと。

エ 最終的なアスファルト舗装の管理用道路（外周道路）については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業であるか否かを問わず、環境基本法（平成5年法律第91号）第8条の規定に基づき、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有することに留意し、以上の環境保全措置の実施に加え、例えば、温度変化、透水・保湿性に配慮した舗装材を使用することや、陸域生態系の注目種である鳥類の営巣地を回避することなど、必要に応じて環境保全措置を講ずること。